

## 平成十三年国土交通省・環境省令第四号

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第四十二条第一項第二号、第四十三条の二第一項、第四十三条の十八第一項、第四十三条の二十二第二項及び第四十三条の二十二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、浄化槽設備士に係る講習等に関する省令を次のように定める。

(講習科目等)

**第一条** 浄化槽法(以下「法」という。)第四十二条第一項第二号に規定する講習(以下「講習」という。)の科目及び時間数は、次のとおりとする。

一 浄化槽概論 八時間以上

二 法規 三時間以上

三 浄化槽の構造及び機能 十五時間以上

四 浄化槽施工管理法 八時間以上

五 浄化槽の保守点検及び清掃概論 三時間以上

**第二条** 法第四十二条第一項第二号に規定する指前項第一号及び第五号に掲げる科目を免除する。

(講習の公告)

第三条 講習を受けようとする者は、受講申請書に次に掲げる書類を添付して、これを指定講習機関に提出しなければならない。

一 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条に基づく管工事施工管理に係る技術検定(第二次検定に限る。以下「管工事施工管理技術検定」という。)の合格証明書の写し

二 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、横長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

三 第一条第二項の規定による免除を受けようとする場合には、同項に規定する者に該当することを証する書類

(指定の申請)

**第四条** 法第四十三条第四項の規定による指定(次条において「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

国土交通大臣及び環境大臣(以下「主務大臣」という。)に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 行おうとする試験事務の範囲

三 試験事務を開始しようとする年月日

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)

三 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八 現に行っている業務の概要を記載した書類

九 試験事務の実施の方針に関する計画を記載した書類

十 法第四十三条の六第二項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類

十一 法第四十三条の十八第三項第四号の規定に関する役員の誓約書

十二 その他参考となる事項を記載した書類

(指定試験機関の指定)

第三条 講習を受けようとする者は、受講申請書に次に掲げる書類を添付して、これを指定講習機関に提出しなければならない。

一 法第四十二条第一項第二号に規定する指前項第一号及び第五号に掲げる科目を免除する。

(講習の公告)

第三条 講習を受けようとする者は、受講申請書に次に掲げる書類を添付して、これを指定講習機関に提出しなければならない。

一 法第四十二条第一項第二号に規定する指前項第一号及び第五号に掲げる科目を免除する。

(指定の申請)

**第六条** 法第四十二条第一項第二号の規定による指定(第十四条において「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 新設又は廃止の理由

二 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

三 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

四 受講手数料の額及び収納の方法に関する事項

五 講習の講師の選任及び解任に関する事項

六 講習業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

七 その他講習業務の実施に関する事項

2 三 講習業務を開始しようとする年月日

2 四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

2 五 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

2 六 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)

2 七 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

2 八 申請に係る意思の決定を証する書類

2 九 役員の氏名及び略歴を記載した書類

2 十 組織及び運営に関する事項を記載した書類

2 十一 講習業務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類

2 十二 現に行っている業務の概要を記載した書類

2 十三 試験事務の実施の方針に関する計画を記載した書類

2 十四 法第四十三条の六第二項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類

2 十五 その他参考となる事項を記載した書類

2 十六 法第四十三条の十八第三項第四号の規定に関する役員の誓約書

2 十七 その他参考となる事項を記載した書類

2 十八 法第四十三条の十八第三項第四号の規定に関する役員の誓約書

2 十九 その他参考となる事項を記載した書類

2 二十 法第四十三条の二十二の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

2 二 講習業務を行う時間及び休日に関する事項

2 三 講習業務の実施の方針に関する事項

2 四 受講手数料の額及び収納の方法に関する事項

2 五 講習の講師の選任及び解任に関する事項

2 六 講習業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

2 七 その他講習業務の実施に関する事項

2 八 その他講習業務の実施に関する事項

2 九 その他講習業務の実施に関する事項

2 十 その他講習業務の実施に関する事項

2 十一 その他講習業務の実施に関する事項

2 十二 その他講習業務の実施に関する事項

2 十三 その他講習業務の実施に関する事項

2 十四 その他講習業務の実施に関する事項

2 十五 その他講習業務の実施に関する事項

2 十六 その他講習業務の実施に関する事項

2 十七 その他講習業務の実施に関する事項

2 十八 その他講習業務の実施に関する事項

2 十九 その他講習業務の実施に関する事項

2 二十 その他講習業務の実施に関する事項

2 二十一 その他講習業務の実施に関する事項

2 二十二 その他講習業務の実施に関する事項

2 二十三 その他講習業務の実施に関する事項

2 二 指定講習機関は、法第四十三条の二十二第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 三 変更しようとする事項

2 四 変更しようとする年月日

2 五 変更の理由

2 六 変更しようとする年月日

2 七 変更しなければならない。

2 八 変更しようとする年月日

2 九 変更しようとする年月日

2 十 変更しようとする年月日

2 十一 変更しようとする年月日

2 十二 変更しようとする年月日

2 十三 変更の理由

2 十四 変更しようとする年月日

2 十五 変更しようとする年月日

2 十六 変更しようとする年月日

2 十七 変更しようとする年月日

2 十八 変更しようとする年月日

2 十九 変更しようとする年月日

2 二十 変更しようとする年月日

2 二十一 変更しようとする年月日

2 二十二 変更しようとする年月日

2 二十三 変更しようとする年月日

2 二十四 変更しようとする年月日

2 二十五 変更しようとする年月日

2 二十六 変更しようとする年月日

2 二十七 変更しようとする年月日

2 二十八 変更しようとする年月日

2 二十九 変更しようとする年月日

2 三十 変更しようとする年月日

2 三十一 変更しようとする年月日

2 三十二 変更しようとする年月日

2 三十三 変更しようとする年月日

2 三十四 変更しようとする年月日

2 三十五 変更しようとする年月日

2 三十六 変更しようとする年月日

2 三十七 変更しようとする年月日

2 三十八 変更しようとする年月日

2 三十九 変更しようとする年月日

2 四十 変更しようとする年月日

2 四十一 変更しようとする年月日

